

令和 7 年度 全国労働衛生週間説明会 〔 資 料 〕

第76回 全国労働衛生週間

スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署

唐津労働基準監督署

武雄労働基準監督署

伊万里労働基準監督署

資 料 目 次

令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要	1
健康診断等	
定期健康診断の有所見者率等(人数)の推移	3
定期健康診断等のご案内	5
定期健康診断 / 特定業務従事者の健康診断	6
健康診断結果 / ストレスチェック報告 / 特殊健康診断結果報告	7
定期健康診断の実施後の措置等	8
二次健診等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう	9
治療と仕事の両立支援	10
働き方改革関係(労働安全衛生法)	11
精神障害及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償等状況(全国)	12
働く人の心の健康づくりを進めましょう	13
化学物質による労働災害	15
SDSを取り寄せ、化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう	16
化学物質対策サイトのご案内	17
有機溶剤・特定化学物質・粉じんに係る掲示	18
化学物質業種・作業別マニュアル	19
佐賀労働局第 10 次粉じん対策等について	20
石綿障害防止対策等について	23
行動災害防止・エイジフレンドリーガイドライン等について	27
労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます	31
入力支援サービス等について	32
佐賀県内の作業環境測定機関	33

令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）において、令和 5 年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計 8 つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で 3 年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

3 期 間

- (1) 本 週 間：10月1日 ～ 10月7日
- (2) 準備期間：9月1日 ～ 9月30日

4 事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～9月30日）中に実施する事項

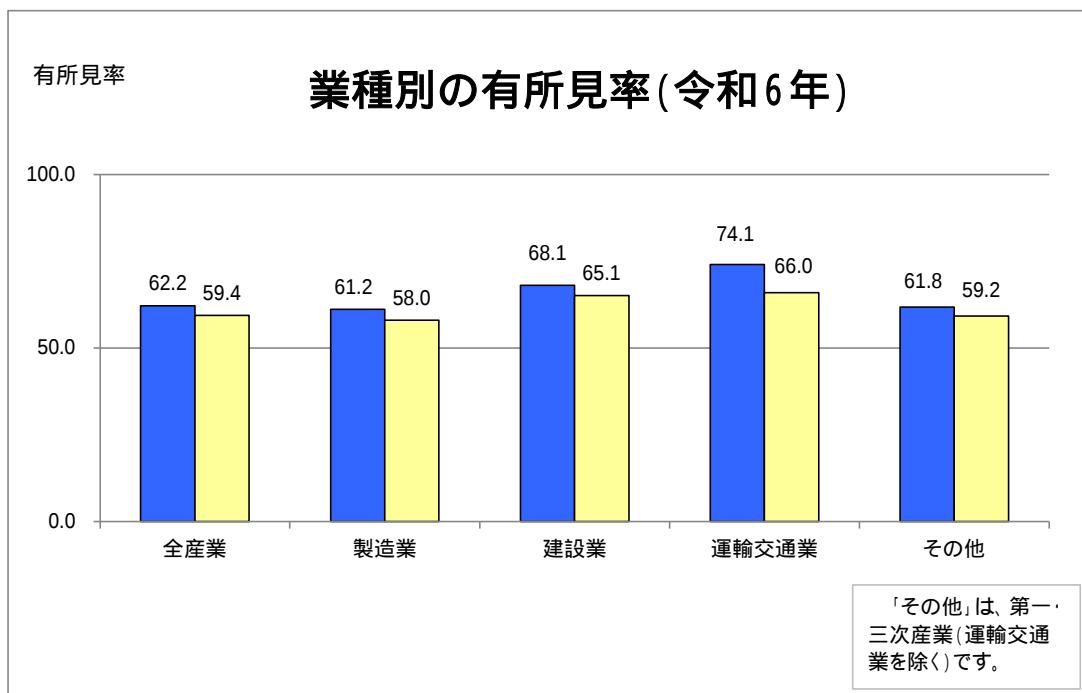
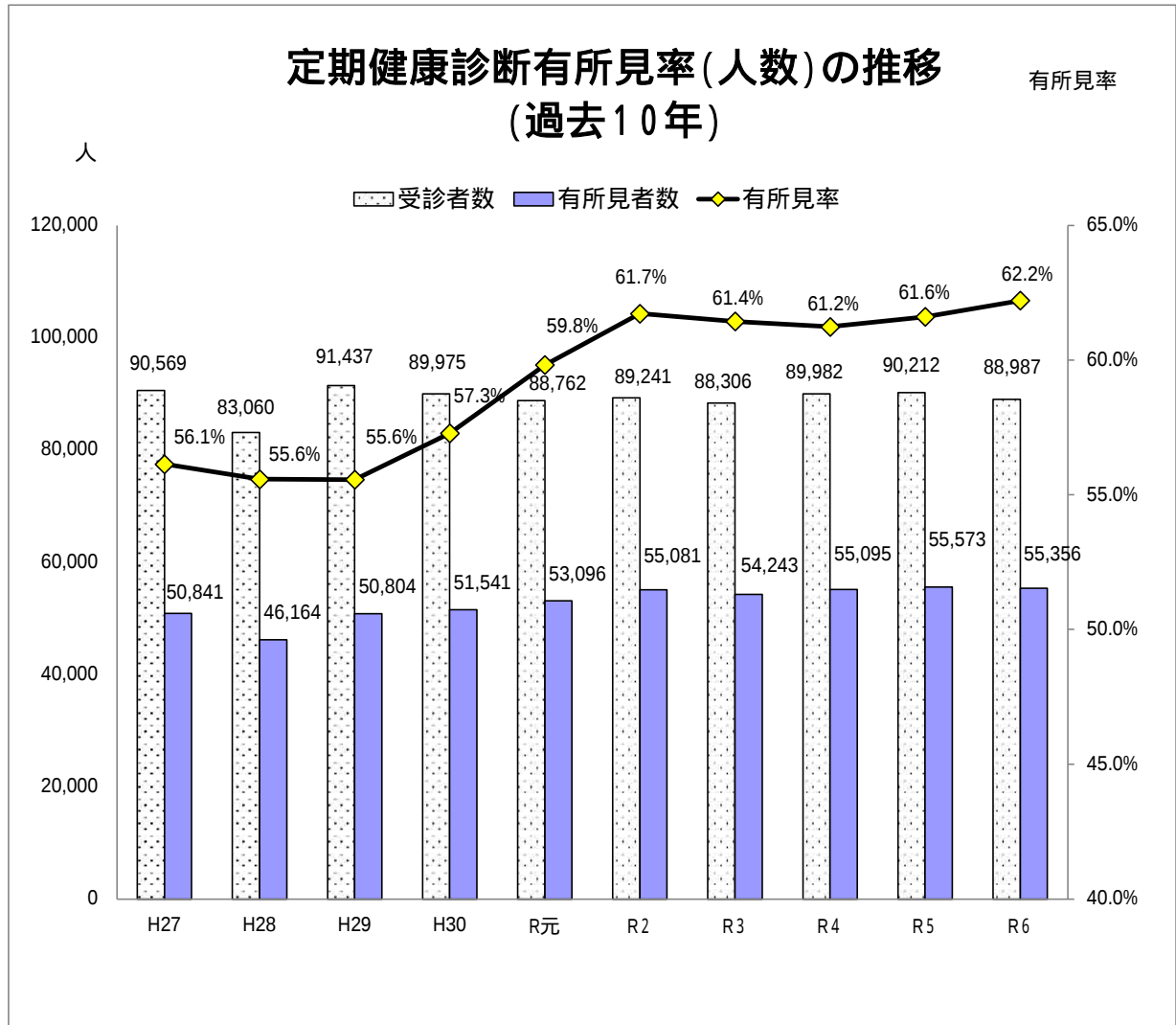
重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

・重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- イ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 小規模事業場における産業保健活動の充実
- エ ガイドラインに基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- オ 女性の健康課題の理解促進
- カ 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策
- キ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- ク 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- ケ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保等の推進
- コ 化学物質による健康障害防止対策
- サ 石綿による健康障害防止対策

定期健康診断有所見率等(人数)の推移

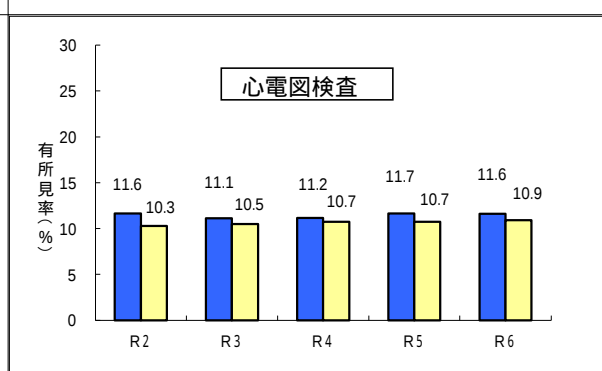
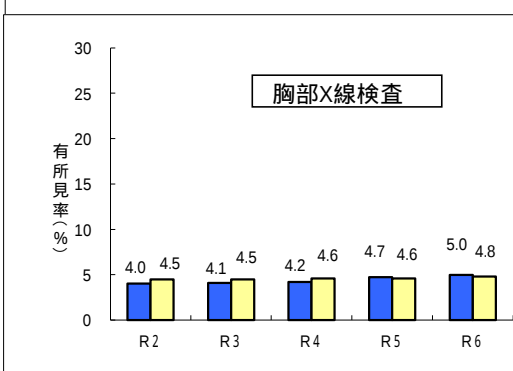
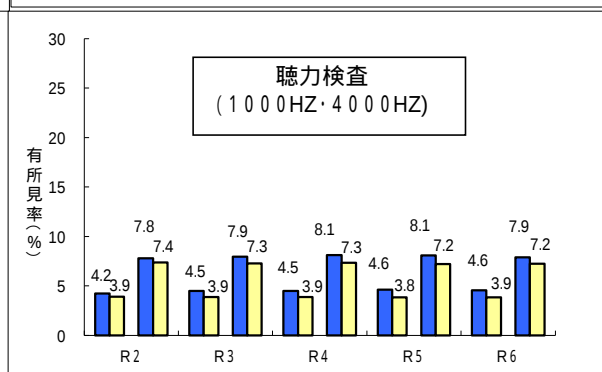
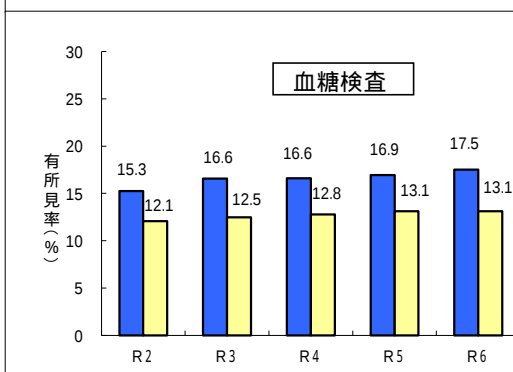
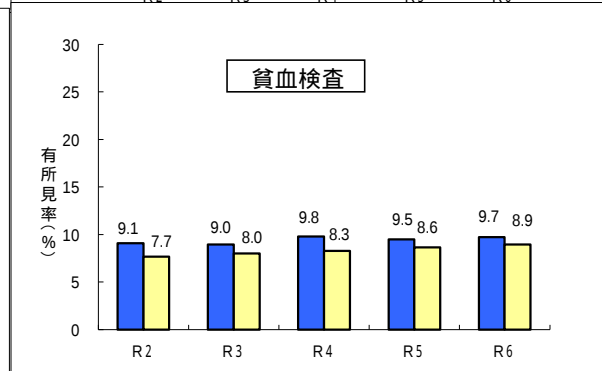
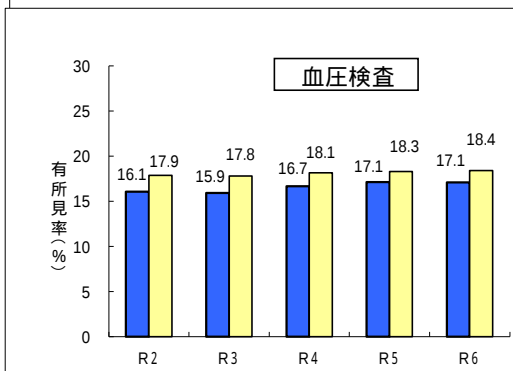
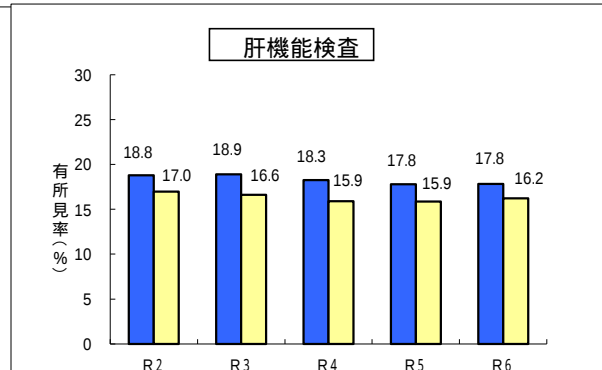
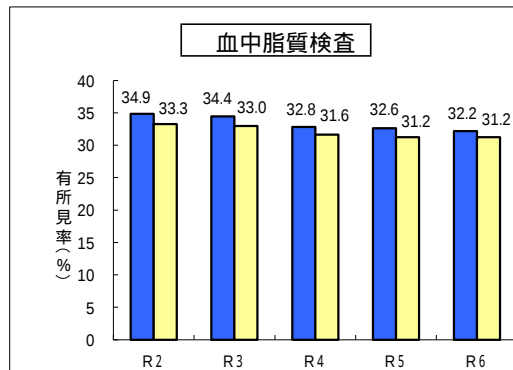
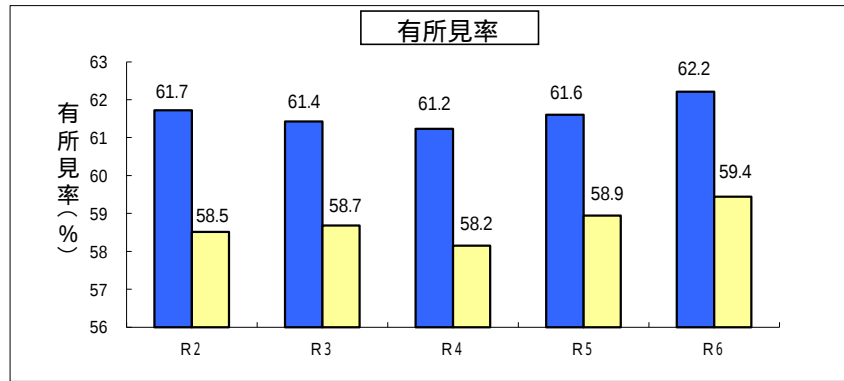
佐賀労働局



資料:定期健康診断結果報告(佐賀労働局)

定期健診有所見率＜佐賀県・全国＞

【全産業】



労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のご案内

1 診断項目

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長☆、体重、腹囲☆、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査☆及び喀痰検査☆
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）☆
7	肝機能検査（GOT,GPT,γ-GTP）☆
8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）☆
9	血糖検査（空腹時、随時血糖の検査又はヘモグロビン A1c 検査）☆
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） ※医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれる
11	心電図検査☆

☆の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは下記2をご覧ください。

2 診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では 40 歳未満の者（35 歳を除く）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
⇒下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**
なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24 労働大臣告示第 88 号「労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20 歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ①40 歳未満（35 歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が 20 未満である者〔BMI＝体重(kg)÷身長(m) ² (二乗)〕 ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMI が 22 未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5 歳毎の節目年齢（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 （貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査） 心電図検査	35 歳未満の者、及び 36～39 歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ◇ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ◇ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師でない者が一律に行うなどの不適切な運用**が懸念されますので、十分ご注意ください。

定期健康診断（労働安全衛生規則 第44条）

常時使用する労働者の健康診断は、
1年以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

* パート・アルバイト等の短時間労働者についても、常時使用する短時間労働者（1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるとき等）は、健康診断を実施する必要があります。

特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則 第45条）

特定業務に従事する労働者の健康診断は、配置替えの際や
6月以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

特定業務一覧表（労働安全衛生規則 第13条 第1項 第3号 イ～カに掲げる業務）

番号	業務の内容及び解説
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 〔・「高熱物体を取り扱う業務」とは、溶融鉱物、煮沸液体等100℃以上のものを取り扱う業務〕 〔・「著しく暑熱な場所」とは、労働者の作業する場所が乾球温度40℃以上の場合等〕
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 〔・「低温物体を取り扱う業務」とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚に触れ又は触れるおそれのある業務〕 〔・「著しく寒冷な場所」とは、乾球温度-10℃以下の場所（冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部）等〕
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 〔・ラジウム放射線、エックス線、紫外線を用いる医療、検査の業務〕 〔・可視光線を用いる映写室内の業務・金属土石熔融炉内の監視の業務等〕
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 〔・植物性、動物性、鉱物性の粉じんが作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数が1,000個以上又は1m ³ 中15mg以上の場所〕 〔・遊離けい石50%以上を含有する粉じんについては、その作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数700個以上又は1m ³ 中10mg以上を含む場所〕
ホ	異常気圧下における業務 〔・高気圧下（圧気工法による大気圧を超える圧力下の作業室の内部等の作業、潜水器を用いる水中での潜水作業など）における業務〕 〔・低気圧下（海拔3,000m以上の高山での作業など）における業務等〕
ヘ	さく岩機、鉋（びよう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 〔・チェーンソー、ブッシュクリーナーを含む〕
ト	重量物の取扱い等重激な業務 〔・「重量物を取り扱う業務」とは、30kg以上の重量物を労働時間の30%以上取り扱う業務及び20kg以上の重量物を労働時間の50%以上取り扱う業務〕 〔・「重激な業務」とは、上記に準ずる労働負荷が労働者にかかる業務〕
チ	ボイラー製造等強烈的な騒音を発する場所における業務 〔・「強烈的な騒音を発する場所」とは、等価騒音レベルが90デシベル以上の屋内作業場等〕
リ	坑内における業務
ヌ	深夜業を含む業務〔・深夜（22:00～5:00）勤務の者が対象〕
ル	水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、 か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、 一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる 有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務 〔・「これらに準ずる有害物」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く）、燐化水素、 砒素化合物、シアン化合物、クロム化合物、臭素、弗化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）アンモニア、 エーテル、酢酸アスミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガス、 エチレンオキシド等、ホルムアルデヒド等〕
ワ	病原体によって汚染のおそれがある業務〔伝染病発生地における防疫等の業務等〕
力	その他厚生労働大臣が定める業務

常時50人以上の労働者を使用する事業場は、

定期健康診断等の結果報告 (安衛則第52条)

ストレスチェック結果報告 (安衛則第52条の21)

の提出をお忘れなく。



歯科健康診断結果報告の改正について

～労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要になります。～

労働安全衛生法第66条第3項に基づき、有害な業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断を行うことが必要です。歯科健康診断を行った事業者は労働者数にかかわらず、遅滞なく「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を提出することが必要になります（令和4年10月1日健康診断実施分より～）。

特殊健康診断を行った時は結果報告書の提出をお忘れなく。

特殊健康診断の種類	結果報告書の様式
有機溶剤等健康診断（有機則第29条）	有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）
特定化学物質健康診断（特化則第39条）	特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）
鉛健康診断（鉛則第53条）	鉛健康診断結果報告書（様式第3号）
四アルキル鉛健康診断（四鉛則第22条）	四アルキル鉛健康診断結果報告書（様式第3号）
高気圧業務健康診断（高圧則第38条）	高気圧業務健康診断結果報告書（様式第2号）
電離放射線健康診断（電離則第56条）	電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）
除染等電離放射線健康診断（除染則第20条）	除染等電離放射線健康診断結果報告書（様式第3号）
石綿健康診断（石綿則第40条）	石綿健康診断結果報告書（様式第3号）
指針・通達等により定める業務（VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等）について行う健康診断	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

～ 報告様式ダウンロードのお知らせ ～

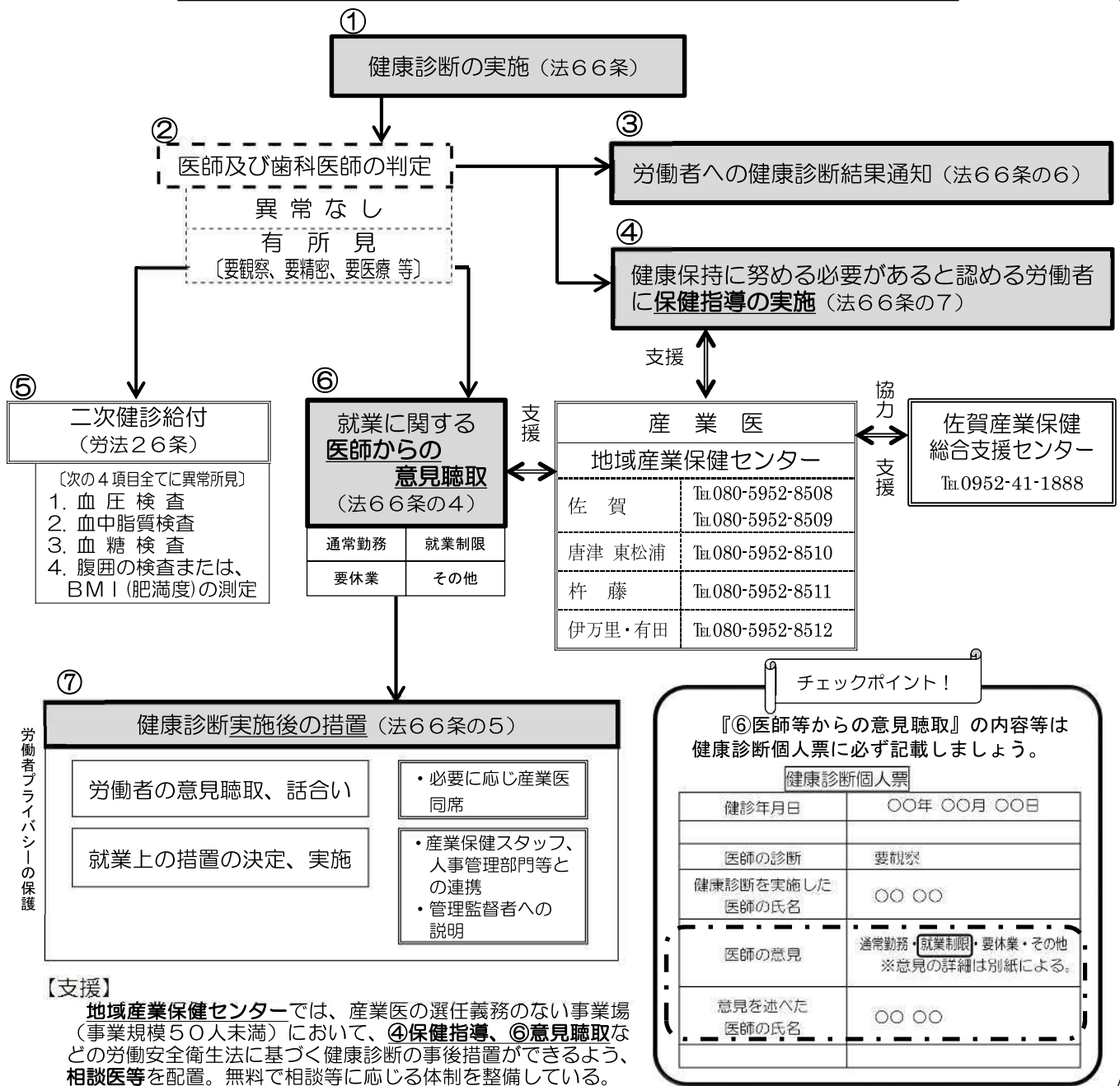
報告用様式は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

安全衛生関係主要様式

検索



働く人の健康管理 《定期健康診断の実施後の措置等》



※1. 枠は事業者の講ずべき事項 ※2.『法』は労働安全衛生法 ※3.『労法』は労働者災害補償保険法

〔 内容の説明 〕

番号	内 容
①	事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入れ時、一般定期のほか、有害業務ごとなどに医師及び歯科医師による健康診断を実施する。
②	健診診断の結果について、診断区分（異常なし、要観察、要精密、要医療等）に関する医師及び歯科医師の判定を受ける。
③	事業者は、健康診断の結果（判定結果を含む）を、遅滞なく労働者に通知する。
④	事業者は、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。
⑤	健康診断の結果「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定」の４項目全てに異常の所見と判定された労働者が、二次健診を受診した場合は、二次健診給付を受けることができる。
⑥	事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置（通常勤務、就業制限、要休業等の就業区分及び作業環境管理・作業管理）について医師等の意見を聴く。
⑦	事業者は、⑥の意見を勘案し必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、労働時間の短縮等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置、整備等の措置を講じる。 なお、就業上の措置を決定する場合には、予め当該労働者の意見を聴き、十分話し合いその労働者の了解が得られるよう努める。また、就業上の措置の実施に当たっては、産業保健スタッフ、労務管理部門と連携するとともに、プライバシーに配慮しつつ、当該労働者の管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について説明を行う。

二次健康診断等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう！

～ 脳・心臓疾患（脳内出血・くも膜下出血・心筋梗塞など）を未然に防ぐために ～

近年、定期健康診断による有所見率は年々増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような状況の中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます。）を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。

このような脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

一方で、**脳・心臓疾患**については、**発症前の段階における予防が効果的**であるとされています。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、「脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断」及び「脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導」を**受診者の負担なく受けることができる制度**です。

1 二次健康診断等給付の支給基準

(1) 一次健康診断の結果、次の①～④の項目すべてに異常所見が認められること。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定

全て
異常所見

二次健康診断等給付

- ・ 二次健康診断
- ・ 特定保健指導

再チェック!!
～活かそう産業医等の意見～

一次健康診断を行った医師が、①～④の検査項目のいずれかについては異常の所見が認められないと診断した場合で、その後、産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、**産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。**

(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと。（労働者であること。）

(4) 二次健康診断等給付の請求（申込み）が一次健康診断受診日から3ヶ月以内であること。

(5) 当該年度内に二次健康診断等給付を受けていないこと。

2 二次健康診断等給付の内容

3万円程度の内容です。

(1) 二次健康診断

（脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査）

- ① 空腹時血中脂質検査
- ② 空腹時血糖値検査
- ③ ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査
- ④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査
- ⑤ 頸部超音波検査
- ⑥ 微量アルブミン尿検査

(2) 特定保健指導

（脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師又は保健師の面接により行う保健指導）

- ① 栄養指導（適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導）
- ② 運動指導（必要な運動の指針を示す指導）
- ③ 生活指導（飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導）

3 二次健康診断等の受診・給付請求の方法及び留意事項

(1) 二次健康診断等給付をご希望の方は、事前に二次健康診断等を実施する医療機関へ電話等で受診申込みのうえ、受診の際に必要な事項に記名押印した二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）と一次健康診断結果（写）を医療機関へ提出し受診してください。

二次健康診断等を実施する医療機関（「二次健康診断等給付医療機関」といいます。）の一覧と二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）は佐賀労働局のホームページから取得できます。〔佐賀労働局＞各種法令・制度・手続き＞労災保険関係＞二次健康診断等給付〕及び二次健康診断等給付医療機関名簿（佐賀県内版）



(2) 事業主の措置として、二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置（深夜業の回数の減少、労働時間の短縮、作業の転換など。）を講じる義務があります。

※ ご不明な点がございましたら**佐賀労働局 労働基準部 労災補償課**（Tel0952-32-7193）までお尋ねください。

治療と仕事の両立支援

がん等の病気になっても仕事をやめず、
治療を受けながら働き続けられるようになってきました。

事業者の皆さまへ

働く人の高齢化等により、治療を受けながら働いてもらう場面に直面していませんか。

治療を受けながら働く労働者のために、柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度等の準備は大丈夫ですか。

安心して相談できる窓口はご存じですか。

事業者にとっても重要です

- 労働者の「健康確保」の増進
- 継続的な人材の確保ノウハウの活用とその伝承
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化 など

労働者の皆さまへ

病気でも働きたい方、一人で悩んでいませんか。

治療に専念できる職場ですか。

働きたいのに、病気の治療を理由に「退職してくれ」「治ったらきてくれ」と言われていませんか。

安心して相談できる窓口はご存じですか。

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入が得られる
- 働きがい、生きがい得られる など

治療と仕事の両立を
実現しやすい職場の
環境整備

- 事業者による「治療と仕事の両立支援」基本方針の表明と労働者への周知
- がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- 治療への配慮が円滑にすむような職場風土の醸成
- 安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

相談窓口

佐賀労働局 健康安全課

TEL 0952-32-7176

- ・ 企業の人事・労務担当の方からの相談をお受けします。
- ・ 下記の相談窓口もございますが、相談窓口がよくわからないときはこちらに相談ください。

佐賀産業保健総合支援センター

TEL 0952-41-1888

- ・ 専門スタッフが職場や医療機関を訪問し、両立支援のためのお手伝いをします。
- 人事労務担当者などからの相談対応
- 意識啓発のための管理監督者等向け両立支援教育
- 職場内体制、勤務・休暇制度、規定等の環境整備のための助言
- 医療機関等と連携した職場と患者(労働者)との調整支援
- 治療と仕事の両立支援制度を導入し、適用した事業主への助成金の支給にかかる相談対応

佐賀労働局 雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7218

- ・ 使用者、労働者からの雇用に関する相談をお受けします。
- がん等の病気になった労働者の柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度を導入したい[使用者]
- がん等の長期療養が必要な病気と診断されたと会社に申し出たら、退職届を書いて提出するよう人事担当者から言われた[労働者]
- 治療により就労(出勤)可能となったのに、復職を認めてくれない[労働者]

佐賀県若年性認知症支援センター

TEL 0952-37-8545

- ・ 支援コーディネーターが若年性認知症に関する相談をお受けします。

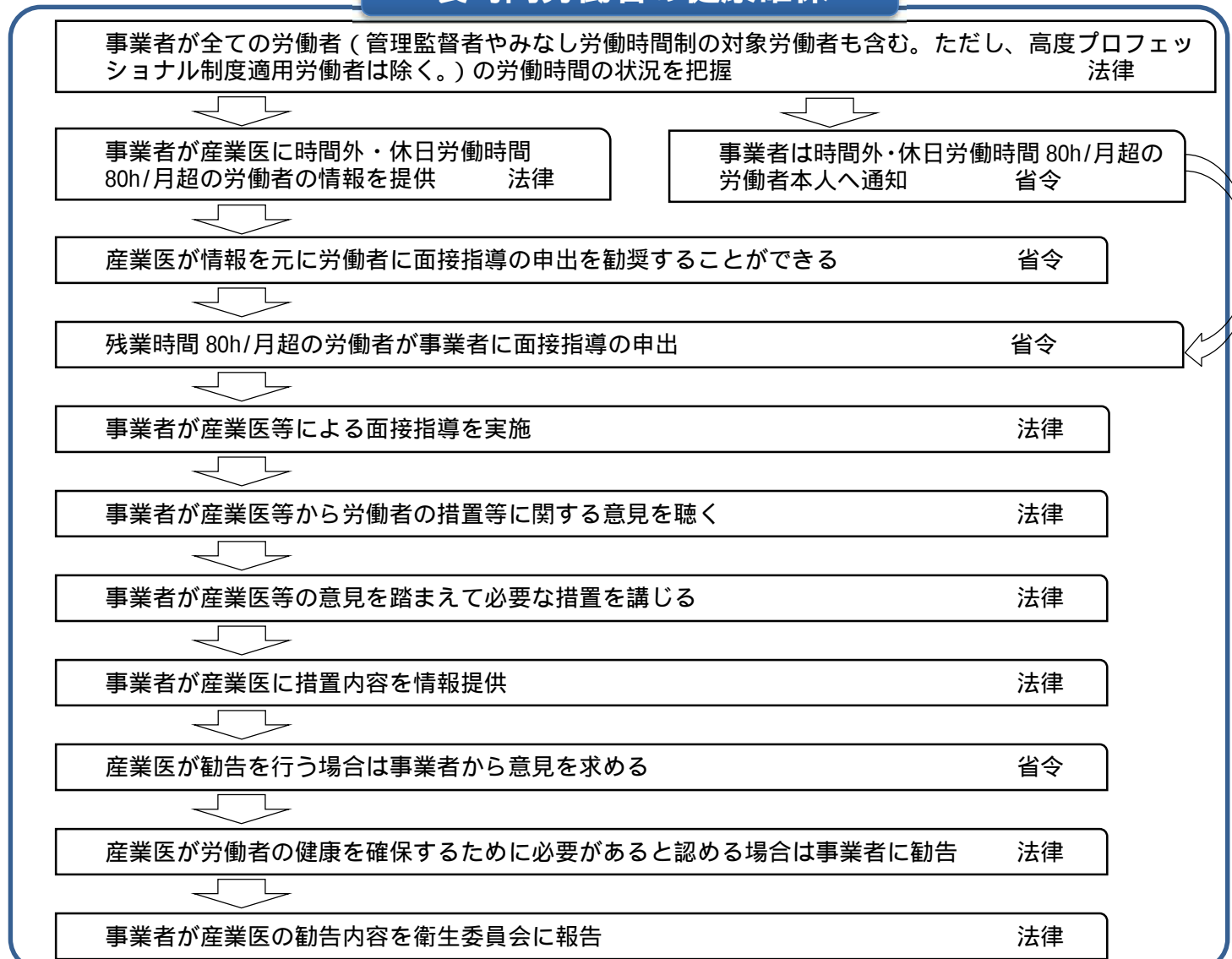
佐賀県地域両立支援
推進チームが
周知・啓発活動を
行っています

- ・ 佐賀県健康福祉政策課
- ・ 佐賀県長寿社会課
- ・ 佐賀県医師会
- ・ 佐賀県薬剤師会
- ・ 佐賀県経営者協会
- ・ 佐賀県社会保険労務士会
- ・ 日本産業カウンセラー協会
- ・ 佐賀労働局職業安定課
- ・ 佐賀労働局健康安全課[事務局] TEL0952-32-7176
- ・ 佐賀大学医学部付属病院肝疾患センター
- ・ 佐賀県若年性認知症支援センター
- ・ 佐賀県難病相談支援センター
- ・ 佐賀県医療ソーシャルワーカー協会
- ・ 日本労働組合総連合会佐賀県連合会
- ・ 日本キャリア開発協会
- ・ 佐賀産業保健総合支援センター
- ・ 佐賀労働局雇用環境・均等室

産業医・産業保健機能（全体像）



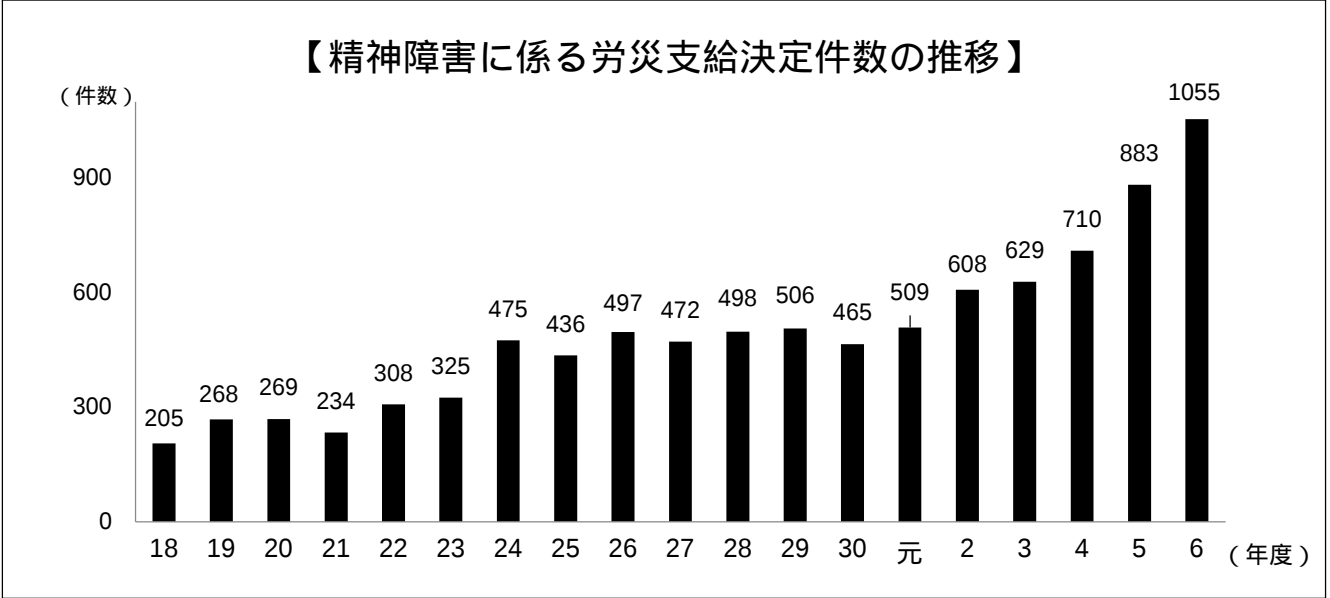
長時間労働者の健康確保



精神障害及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償状況(全国)

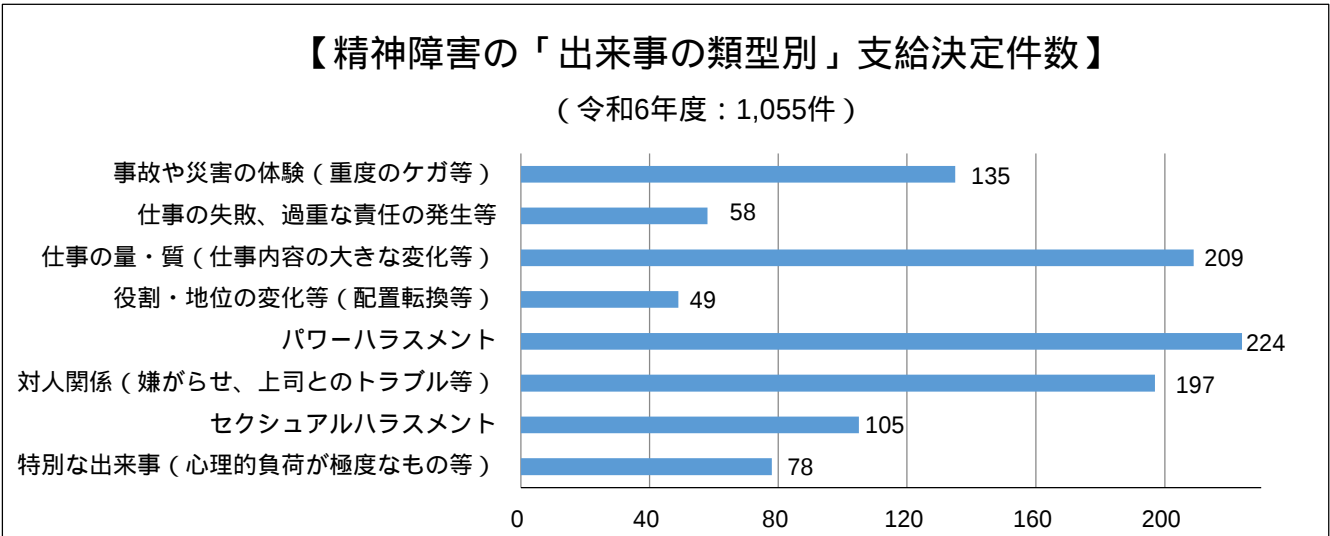
1 精神障害に係る労災支給決定件数の推移

メンタルヘルス対策と関係のある精神障害に係る労災補償状況は次のとおりです。



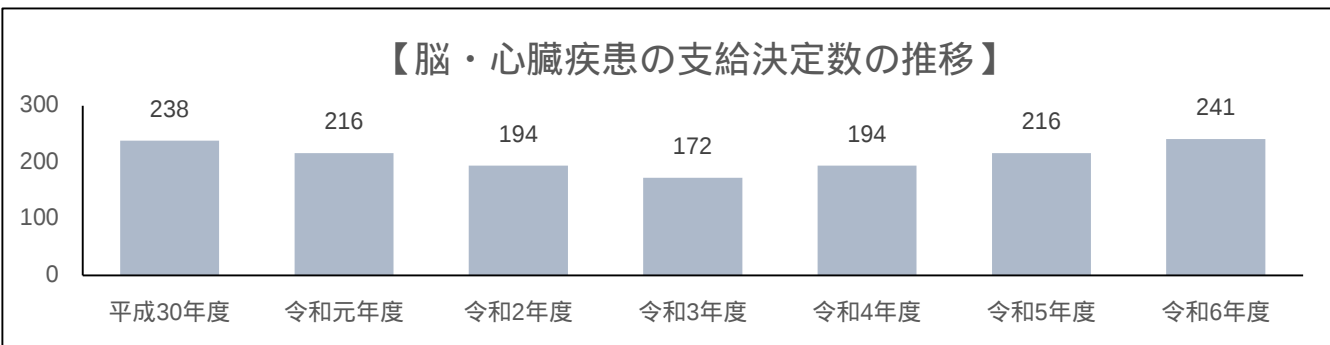
令和6年度の「精神障害に係る労災支給決定件数」は1,055件であり、前年度比172件増であった。

2 精神障害の「出来事の類型別」支給決定件数（令和6年度）



令和6年度の労災支給決定件数の「出来事の類型別」については、多い順に、パワーハラスメント224件、仕事の質・量(仕事の内容の大きな変化等)209件、対人関係(嫌がらせ等)197件であった。

3 脳・心臓疾患の支給決定件数の推移





働く人の心の健康づくり を進めましょう

メンタルヘルスに関する相談機関のネットワーク

「メンタルネット」
のご案内

職場におけるメンタルヘルス対策の進め方については、

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

(改正 平成27年11月30日 公示第6号)

で示されており、概要は次のとおりです。

事業主自らメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明

心の健康づくり計画の策定

衛生委員会における調査審議

労働者自らの
セルフケア

管理監督者等の
ラインケア

産業医等、衛生管
理者等、保健師等
産業保健の
スタッフケア

(事業場内でのケア)

事業場以外の
機関、専門家の
事業場外資源
によるケア

「メンタルネット」
をご利用下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

対面、電話、FAX、メールによりメンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談、問い合わせに応じます。

また、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施を専門家がアドバイスします。

たとえば、事業場にはこんな内容について助言いたします。

- 心の健康づくり計画はどのようにつくればよいのか
- 職場復帰支援プログラムはどのようにつくるのか
- 社内のメンタルヘルス相談体制はどのようにするのか
- 社内スタッフや従業員への教育・研修はどうか
- ストレスチェック制度の導入はどのようにするのか

相談は全て
無料

所在地 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

電話 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887

メール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

* 詳しくは、佐賀産業保健総合支援センター

検索

<http://www.sagas.johas.go.jp/>

メンタルヘルスの相談はメンタルネットへ！

「労働者のメンタルヘルス(心の健康)に関する相談・支援機関一覧」

相談等は原則無料です。

詳しくは各機関にお気軽にお問い合わせください。

佐賀産業保健総合支援センター

メンタルヘルスに関する個別相談機関

管理監督者、産業医などへの支援機関

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

0952-41-1888

地域産業保健センターメンタルヘルスに関する個別相談機関
(50人未満の小規模事業場に対応)佐賀 地域産業保健センター 080-5952-8508
080-5952-8509

唐津東松浦 地域産業保健センター 080-5952-8510

杵藤 地域産業保健センター 080-5952-8511

伊万里・有田 地域産業保健センター 080-5952-8512

各地域保健福祉事務所

メンタルヘルスに関する個別相談機関

佐賀中部保健福祉事務所 (0952)30-1691

鳥栖保健福祉事務所 (0942)83-3579

唐津保健福祉事務所 (0955)73-4187

伊万里保健福祉事務所 (0955)23-2101

杵藤保健福祉事務所 (0954)22-2105

**中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター**メンタルヘルス対策の体制づくりの協力
管理監督者などへの教育の協力

(092)437-1664

(九州安全衛生サービスセンター)

(0952)37-8277(佐賀県労働基準協会内)

佐賀労働局職場でのパワハラ・いじめ、トラブル、
セクシュアルハラスメント等の相談

雇用環境・均等室 (0952)32-7218

労働安全衛生法、メンタル指針に関する相談

労働基準部健康安全課 (0952)32-7176

社会福祉法人佐賀いのちの電話

メンタルヘルスに関する個別電話相談機関

自殺予防相談電話 (0952)34-4343

(24時間)

佐賀県自殺予防夜間相談電話 0120-400-337

(毎日23時~5時)

全国自殺予防いのちの電話 0120-783-556

(毎月10日8時~11日8時)

佐賀県医師会

産業医のメンタルヘルス研修の実施

(0952)37-1414

一般社団法人佐賀県精神科病院協会

管理監督者などへの教育の協力

(0952)34-4599

佐賀県精神保健福祉センターメンタルヘルスに関する個別相談機関
管理監督者などへの教育の協力

代表 (0952)73-5060

佐賀こころの電話 (0952)73-5556

佐賀県精神科救急情報センター

緊急医療の要否判断(トリアージ)

医療機関の紹介・連絡取次

(0952)20-0212 (24時間365日対応)

佐賀障害者職業センターリワーク(職場復帰)支援プログラムの実施
管理監督者などへの教育の協力

(0952)24-8030

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

検索

(厚生労働省委託事業)

- こころの耳 電話相談(無料) 0120-565-455 (月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00)

【祝日、年末年始は除く】

- こころの耳 メール相談 メールアドレス: <https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

化学物質による労働災害

○ 化学物質の性状に関連の強い労働災害の発生状況（全国）

【年】 【事故の型】	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
有害物との接触	393	369	409	397	404	430	408	442	463	470	4185
爆発	34	32	39	39	35	34	34	34	49	38	368
火災	41	56	30	41	95	34	30	36	30	36	429
合計	468	457	478	477	534	498	472	512	542	544	4982

○ 災害事例（化学物質による中毒・疾病・皮膚障害等）

No	業種	（薬剤・作業の特徴等）	作業名	傷病部位	傷病名
災害発生状況					
1	食料品製造業	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	足	薬傷
	脚立に上り天井や壁の油落とし作業をしている時に、油落とし洗剤が脚立にこぼれていたのに気が付かず、脚立に接している右足の制服の上から洗剤が染み込み、皮膚に直接触れてしまい、肌がただれおちる状態になった。				
2	食料品製造業	（消毒・除菌・殺菌・漂白）	消毒液調製	目	角膜上皮びらん
	午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70 リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを計量カップで 100cc 入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。				
3	化学工業	（原料）	製造	手	化学熱傷
	ハイライト製剤用の原料投入吸引用ノズルをファイバードラム内に挿入し、ハイライト粉を仕込む作業を実施。作業終了後に手の甲、手首の炎症があることに他社員が気付いた。作業では保護具として手袋をしていたが、ハイライト粉末が手袋隙間から滲入し、汗により付着したことで薬傷となったと考えられる。				
4	金属製品製造業	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	頭部・頸部・腹部	化学熱傷
	アルミのエッチング薬品液を更新作業において、水が入ったエッチング槽に粉末状の苛性ソーダを投入したところ、水を約 60 に加熱していたため突沸が起こり、飛散した薬品液が顔面、首、脇腹にかかり化学熱傷を負った。				
5	土木工事業	（アルカリ性物質）	コンクリート打設作業	足（膝から下）	難治性潰瘍
	コンクリート打設作業において、水叩きコンクリートの枠内に流し込んだ生コンクリートの中に膝ぐらいまで入って生コンホッパーの作業をしたところ、長靴内にコンクリートが入り込み、炎症を起こした。				
6	土木工事業	（剥離剤）	塗膜剥離作業	呼吸器系統	急性中毒
	橋梁の塗り替え塗装工事において、旧塗膜を剥離剤（水系塗膜剥離剤）で除去した後の剥離カスの集積・搬出作業を橋梁下足場内で行っていたところ、具合が悪くなった。（急性中毒）				
7	その他の建設業	（工程で使用する酸類）	解体作業	顔面、左右前腕	化学性皮膚炎
	工場構内の窒素配管の解体作業において、配管を外したところ、中に溜まっていた残液が噴き出して作業者にかけた。残液があることを事前に知らされていなかった。				
8	道路貨物運送業	（工程で使用する酸類）	液体納入	右前腕	薬傷
	納入先で、タンクへ塩酸の納入作業終了後、納入口から液漏れがあったのでバルブの閉め忘れと勘違いして操作したところ、閉まっていたバルブを誤って開けてしまい、タンクへの配管内の残液が漏洩・飛散し、上腕にかかった。				
9	小売業	（洗剤・洗浄剤）	移し替え・小分け・交換・補充	腕・足	火傷
	床洗浄のための薬剤の補充を一人でやろうと、薬剤容器のコックを捻った際に、コックの根元（蓋）が外れ、薬剤が外に流れ出した。薬剤の流出を止めようとした際に、両腕と両足に飛散し、火傷を負った。				
10	飲食店	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	眼	角膜剥離
	厨房のダクト清掃作業において、ダクト天井に業務用洗剤を噴霧していたところ、天井から洗剤の滴が直接左目に入った。				
11	飲食店	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	ひざ	化学熱傷、二次感染潰瘍
	キッチン内皿洗い場にて洗浄剤を用いた床の清掃作業において、ひざをついて作業をしたため、長ズボンを 2 枚重ねて履いていたが浸透して皮膚まで洗浄剤がしみてしまい負傷した。				
12	清掃・と畜業	（廃液・廃棄物）	廃棄物処理	足	化学熱傷
	事業系一般廃棄物を収集作業中、ゴミ置き場からゴミの入った袋を通常通り持ち上げたところ、袋から漏れた液体（アミン系化合物をノルマルヘプタンで洗浄した廃液）が、左足にかかり、激しい痛みを感じた。確認すると、熱傷の症状があった。				

SDS（安全データシート）とは

化学製品中に含まれるリスクアセスメント対象物質の**名称、危険性、有害性、人体に及ぼす作用、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法等**を、化学製品の譲渡・販売の際に、提供する相手方に伝えるための文書です。



- ・「**人体に及ぼす作用**」について定期的（**5年以内ごとに1回**）に更新がないか確認が必要です。
- ・リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合、**内容物の名称・人体に及ぼす作用を明示する**必要があります。（ラベル・文書交付等）

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）はリスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法）を組み合わせて行うことが効果的**です。



リスクアセスメントツール
（職場のあんぜんサイト）

ポイント！

令和6年4月1日より、化学物質を製造・使用する事業場では**化学物質管理者**の選任が義務付けられました。化学物質のリスクアセスメントは、化学物質管理者を中心に実施しましょう。また、リスクアセスメントの結果、保護具の着用を行う場合は、**保護具着用管理責任者**を選任し、確実な着用の管理を行いましょう。

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。

また、措置の内容と労働者のばく露の状況について、**労働者の意見を聴く機会を設け、聴いた意見について記録を作成し、3年間保存**することが義務付けられます。

化学物質対策に利用できる 「職場のあんぜんサイト」

「ケミサポ（職場の化学物質管理総合サイト）」のご案内

「職場の安全サイト」や「ケミサポ」では化学物質対策について各種情報を発信しています。

「取り扱い化学物質の把握方法」や「化学物質のリスクアセスメント支援ツール」「管理体制、労働者への教育」「GHS分類・ラベル表示・SDS」「用語集、Q & A、災害事例」「最新情報」等の各種情報を無料で利用することができますので是非ご利用ください。

職場のあんぜんサイト 検索 【<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>】



厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

ここをクリックすると化学物質に関する資料や情報等を利用できます。

更新情報
2024年6月10日
「リスクアセスメント支援ツール」の改良版「CAS登録番号による簡易検索」が完成しました。
本ツールは「職場のあんぜんサイト」の「化学物質」ページからアクセスできます。
3.0.3のワークシート「トップ100」も追加しました。
3.0.4の改良版は、3.0.3と3.0.2の両方で利用できます。

化学物質情報の更新情報
詳しくはこちら

新規格化学物質関連手続きの方法
詳しくはこちら

労働安全衛生法改正化学物質等
労働安全衛生法改正による化学物質の規制に関する情報を提供します。
詳しくはこちら

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
GHS対応モデルラベル・モデルSDSの作成・印刷・ダウンロードが簡単にできます。
詳しくはこちら

ケミサポ

検索 【<https://cheminfo.johas.go.jp/>】



化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへ
職場の化学物質管理
ケミサポ

労働安全衛生法関係法令が改正されました

事業者が実施すること なぜ変わるの? どう変わるの? お役立ち情報 サポート

化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへ

リスクアセスメント対象物をCAS登録番号で調べよう

事業者が実施すること

「ケミサポ」トップページ
(2025年6月10日現在)

● リスクアセスメント対象物(R8.4.1までの指定)のCAS登録番号による簡易検索ができます。
ただし、CAS登録番号は法律では規定されていないため、この簡易検索では厚生労働省が公表している番号のみを検索対象としています。
● 簡易検索で該当しなかった場合には、リスクアセスメント対象物一覧リストで化合物名、毒性、状態など、CAS登録番号が掲載されている物質への該当性を物質名称で確認してください。

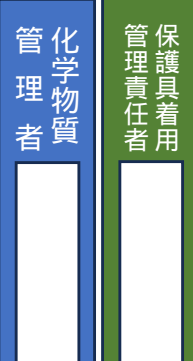
特定化学物質・有機溶剤・粉じん等を取り扱う事業場では 各種掲示が必要です！

○特定化学物質を取り扱う事業場

< 有害性等 >

【掲示例】 クロロホルムの場合	
特定化学物質の名称	クロロホルム
特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類	前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、肝障害、腎障害、循環器系障害、発がんのおそれの疑い、生殖毒性のおそれの疑い
その症状	目の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒感（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭重、めまい、ふらつき、嘔気、吐き気、嘔吐、食欲不振、知覚異常、全身倦怠感、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、腸疲労感、黄疸、血尿、多尿、乏尿、むくみ、体重減少
取扱い上の注意事項	・貯蔵、取扱い作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 ・管理濃度（3ppm）を超えないよう局所排気・全体換気を行なうこと。 ・強塩基、強酸化剤、カリウム、マグネシウム、アルミニウム粉末、変動と置けないこと。 ・接触しないこと。飲み込まないこと。眼に入れないこと。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。使用中に飲食又は喫煙をしないこと。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。環境への放出は避けること。 ・クロロホルムは密閉容器に入れて、必要な採光と換気設備のある施設等にて保管すること。
使用に際し、右の使用すべき保護具を有効に使用すること。	・防毒マスク（有機ガス用） ・化学飛沫用ゴーグル ・フッ素ゴム製の保護手袋、エプロン

< 作業主任者等氏名・職務 > < 飲食・喫煙・立入禁止等 >



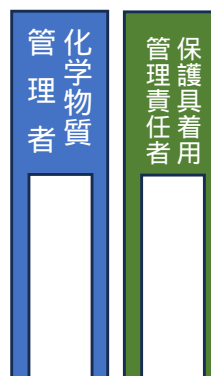
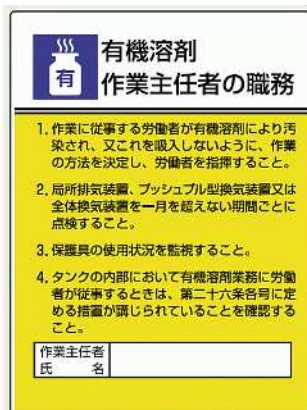
○有機溶剤を取り扱う事業場

< 有害性等 >

【掲示例】 トルエンの場合	
① 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状	・疾病の種類：前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、腎障害、生殖毒性のおそれ ・その症状：目の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒感（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭重、めまい、嘔気、吐き気、食欲不振、知覚異常、全身倦怠感、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、血尿、多尿、乏尿、むくみ
② 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	(1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。 (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。 (4) できるだけ風上で皮膚に接触しないようにすること。
③ 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置	(1) 中毒の症状がある者を直ちに適量のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。 (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。 (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに胸向けにして心臓を圧迫すること。
④ 使用すべき有効な呼吸用保護具の種類	(1) 低濃度下では防毒マスク又は防毒用電動ファン付き呼吸用保護具（いずれも有機ガス用）を使用すること。 (2) 高濃度下、特定の場所等では使用する場合、送気式マスク又は自給式呼吸器を使用すること。

< 作業主任者等氏名・職務 >

< 区分表示 >



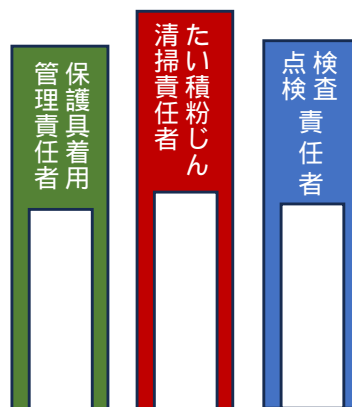
○粉じん作業を行う事業場

< 有害性等 >

【掲示例】 アーク溶接の場合	
粉じん作業の種類	金属をアーク溶接する作業（粉じん別表1 第20号の2）
粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類	気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん
その症状	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少
取扱い上の注意事項	・全体換気装置等を確実に稼働させながら作業すること。 ・散水、注水等の方法により、粉じんの発生を抑制すること。 ・送風を行う場合は、風下で作業しないこと。 ・二次ばく露を避けるために、真空掃除機または水洗による掃除を毎日1回以上行うこと。 ・全体換気装置等は、定期的に、月1回を目処に点検を行うこと。 ・粉じんが眼に入る可能性がある場合は、保護メガネ等を着用すること。 ・爆発性雰囲気形成するものは、防爆、静電気対策を行うこと。
粉じん作業を行うときは、右の呼吸用保護具のいずれかを有効に使用すること。	・防じんマスク（性能区分「DS2」又は「RS2」以上） ・防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（A級以上、ろ過性能「PS2」以上） ・送気マスク又は自給式呼吸器

< 各種責任者等氏名 >

< 飲食・喫煙禁止 >



有害性等の掲示（R5.4～）
について詳細はこちら→



疾病の種類及びその症状の
記載例についてはこちら→



一人親方等の保護に関する
リーフレットはこちら→



業種別マニュアルのご案内

労働災害が多発している業種・作業別にマニュアルが作成されました。また、各マニュアルの解説テキストも用意されていますので、これらを活用して、化学物質のリスクアセスメントに取り組みましょう。

業種	対象となる作業
ビルメンテナンス業	ポリッシャーでの床洗浄作業
	トイレ洗浄作業
	シンク洗浄作業
	カーペット等のしみ抜き作業
食品品製造業	製造・加工設備の洗浄作業
	苛性ソーダ等投入・洗浄作業
飲食店	洗浄作業
その他	自動車補修・工業塗装作業
	集成材・合板等接着作業
	内装仕上工事業での接着作業

各種マニュアル・解説テキスト



建設業向けマニュアル
(建災防HP)



食品品製造業における製造・加工設備の洗浄作業 化学物質管理マニュアル				
化学物質管理番号	設備管理管理番号	作業書 (又は作業書)		
作業書				
作業内容		化学物質名・メーカー名	成分名	※最終製品のチェック欄にノ
作業期間 (年度)		備考 (注意)		
化学物質取扱時の留意点				
危険性 (GHS分類に該当)		リスク低減対策		
有害性 (GHS分類に該当)	○ 吸入する有害 ○ 経口による有害 ○ 経皮による有害 ○ 長期にわたる吸入や皮膚への接触により、呼吸器、皮膚、中枢神経系への障害のおそれがある。	保護具の留意点	○ 皮膚保護用化学物質を扱う場合、保護手袋、保護服、保護靴は不透水性のものを選択する。 ○ 手袋は両手に、袖口は手首を覆うように着用する。 ○ 手袋も数回には、手洗いで化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着箇所の洗浄を行う。	
緊急時の対応	○ 皮膚に付着した場合、速に流水で洗い流す。目や顔に付着した場合、流水で洗い流す。 ○ 吸入した場合、速に新鮮な空気へ移動し、必要に応じて人工呼吸を行う。 ○ 経口した場合、速に水を飲んで吐き出す。嘔吐は誘導しない。 ○ 経皮した場合、速に汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を洗い流す。 ○ 作業中は換気扇を稼働させる。 ○ 作業終了後は、速に手を洗う。	緊急時対応 ※緊急時対応		
リスク低減措置				
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護服・保護靴	備考
① 掃除・小分け	—	ニトリールゴム製の保護手袋を使用する。	作業手袋は、必ず手首を覆うように着用する。また、汚染された手袋は、作業終了後に廃棄する。	※最終製品のチェック欄にノ
② 部品等の手洗い	—	ニトリールゴム製の保護手袋を使用する。240分以内の手洗いを要する。	作業手袋は、必ず手首を覆うように着用する。また、汚染された手袋は、作業終了後に廃棄する。	※最終製品のチェック欄にノ
③ フォームガンによる洗浄	—	ニトリールゴム製の保護手袋を使用する。	作業手袋は、必ず手首を覆うように着用する。また、汚染された手袋は、作業終了後に廃棄する。	※最終製品のチェック欄にノ
注意事項	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※化学物質管理番号又は設備管理番号が記入	※設備管理番号が記入	※設備管理番号が記入	※設備管理番号が記入	※設備管理番号が記入
備考欄				
作業の記録				

飲食店における洗浄作業に使用される主な化学物質									
品名	成分名 (GHS)	危険性	有害性	GHS分類	GHS pictogram	GHS hazard statement	GHS precautionary statement	危険性	備考
① 洗剤A (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤A	※最終製品のチェック欄にノ
② 洗剤B (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤B	※最終製品のチェック欄にノ
③ 洗剤C (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤C	※最終製品のチェック欄にノ
④ 洗剤D (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤D	※最終製品のチェック欄にノ
⑤ 洗剤E (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤E	※最終製品のチェック欄にノ
⑥ 洗剤F (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤F	※最終製品のチェック欄にノ
⑦ 洗剤G (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤G	※最終製品のチェック欄にノ
⑧ 洗剤H (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤H	※最終製品のチェック欄にノ
⑨ 洗剤I (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤I	※最終製品のチェック欄にノ
⑩ 洗剤J (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤J	※最終製品のチェック欄にノ
⑪ 洗剤K (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤K	※最終製品のチェック欄にノ
⑫ 洗剤L (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤L	※最終製品のチェック欄にノ
⑬ 洗剤M (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤M	※最終製品のチェック欄にノ
⑭ 洗剤N (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤N	※最終製品のチェック欄にノ
⑮ 洗剤O (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤O	※最終製品のチェック欄にノ
⑯ 洗剤P (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤P	※最終製品のチェック欄にノ
⑰ 洗剤Q (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤Q	※最終製品のチェック欄にノ
⑱ 洗剤R (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤R	※最終製品のチェック欄にノ
⑲ 洗剤S (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤S	※最終製品のチェック欄にノ
⑳ 洗剤T (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤T	※最終製品のチェック欄にノ
㉑ 洗剤U (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤U	※最終製品のチェック欄にノ
㉒ 洗剤V (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤V	※最終製品のチェック欄にノ
㉓ 洗剤W (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤W	※最終製品のチェック欄にノ
㉔ 洗剤X (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤X	※最終製品のチェック欄にノ
㉕ 洗剤Y (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤Y	※最終製品のチェック欄にノ
㉖ 洗剤Z (洗剤)	100-70-6	*	*	*	*	*	*	洗剤Z	※最終製品のチェック欄にノ

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する事業場からの相談にお応えする窓口を設置しています。

例：「ラベルやSDSの内容が分からない」「リスク低減措置にはどのようなものがあるか知りたい」「CREATE-SIMPLEの使用法について聞きたい」

事業者のための化学物質管理無料相談窓口：テクノヒル株式会社化学物質管理部門
開設期間、受付時間、問い合わせ先等はこちら→



佐賀労働局第10次粉じん障害防止総合 対策の実施をお願いします

呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用
- 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

マスクのフィットテストについて

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、面体を有する呼吸用保護具を使用させるときには、呼吸用保護具を適切に装着していること確認するためのフィットテストを1年以内に毎に1回、実施する義務があります。(令和5年4月1日施行)

なお、使い捨て防じんマスクは、ろ過材と面体が一体となったものであり、面体を有する呼吸用保護具に該当します。

定量的フィットテスト



定性的フィットテスト



陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
特に、粉じん則改正により令和6年4月1日から施行される、作業環境測定結果が第3管理区分に区分された場合の義務について、必要な措置を講じること。
- 特別教育の徹底等
- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- たい積粉じん対策の推進
清掃を行う責任者を選任し、たい積粉じん除去のための清掃を確実に行わせること。

屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 健康管理対策の推進
 - ・ じん肺健康診断の結果に応じた作業転換等措置の徹底
 - ・ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

【アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策】



- 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及、全体換気装置による作業環境の改善
- じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

【金属等の研磨等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境改善
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- 特別教育の徹底
- たい積粉じん対策の推進

【屋外における岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業、鉱物等の破碎作業に係る対策】

- 呼吸用保護具の使用徹底に係る周知啓発

厚生労働省

佐賀労働局



じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。

定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理2	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理3	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

常時粉じん作業を行う事業場の皆様へ

じん肺健康管理実施状況報告 (様式第8号) は、**毎年提出**する必要があります。

事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、**翌年2月末日**までに「じん肺健康管理実施状況報告（様式第8号）」により所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(例)	3年ごとにじん肺健康診断（※の場合）	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)
	じん肺健康管理実施状況報告の提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出

～・～ 報告様式ダウンロードのお知らせ ～・～

定期健康診断結果報告書（様式第6号）等の報告用の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

安全衛生関係主要様式

検索

厚生労働省ウェブサイト

■ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>

■ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>



※ 詳しくは、佐賀労働局健康安全課（0952-32-7176）または県内各労働基準監督署へお問い合わせください。

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者

※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定

- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

詳しくはこちら



◆分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※ ² |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※ ³ |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※ ¹ | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※ ⁴ |

いいえ



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※⁵
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※⁶
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい



・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査
診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

いいえ



工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、 登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



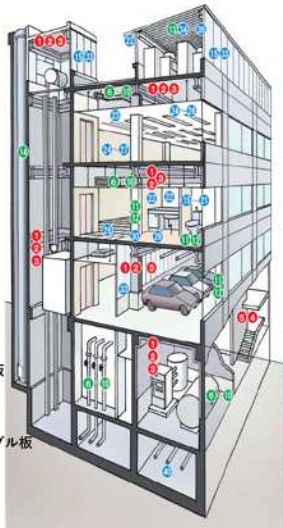
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

石綿の使用部位例

出典：国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」より一部改変

鉄骨造・RC造

- 吹付け石綿
- 石綿含有吹付けロックウール
- 湿式石綿含有吹付け材
- 石綿含有吹付けパーミキュライト
- 石綿含有吹付けパーライト
- 石綿含有けいそう土保温材
- 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- 石綿含有パーミキュライト保温材
- 石綿含有パーライト保温材
- 石綿保温材
- 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- 石綿含有耐火被覆板
- 屋根用折板石綿断熱材
- 煙突用石綿断熱材
- 石綿含有スレートボードフレキシブル板
- 石綿含有スレートボード平板
- 石綿含有スレートボード敷板
- 石綿含有スレートボード軟質フレキシブル板
- 石綿含有スレートボードその他
- 石綿含有スラグせつこう板



- 石綿含有バルブセメント板
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 石綿含有ロックウール吸音天井板
- 石綿含有せつこうボード
- 石綿含有パーライト板
- 石綿含有その他パネルボード
- 石綿含有壁紙
- 石綿含有ビニル床タイル
- 石綿含有ビニル床シート
- 石綿含有ソフト巾木
- 石綿含有窯業系サイディング
- 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 石綿含有押出成形セメント板
- 石綿含有スレート波板大波
- 石綿含有スレート波板小波
- 石綿含有スレート波板その他
- 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- 石綿含有ルーフィング
- 石綿セメント円筒
- 石綿セメント管

木造

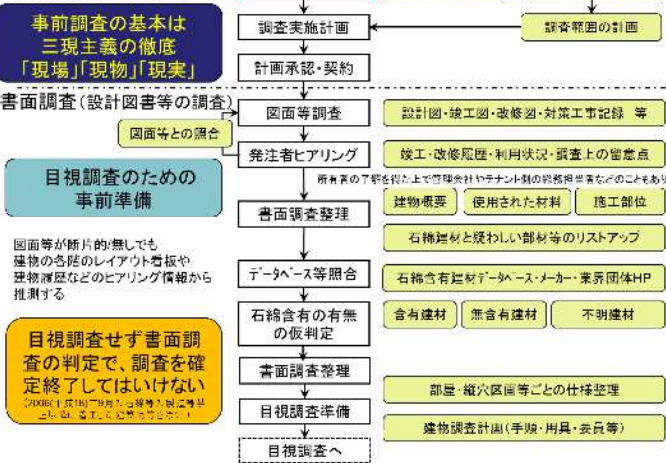
- 石綿含有窯業系サイディング
- 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 石綿セメント円筒
- 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- 石綿含有ルーフィング
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 石綿含有せつこうボード
- 石綿含有壁紙
- 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- 石綿含有ビニル床タイル
- 石綿含有ビニル床シート
- 石綿含有せつこうボード



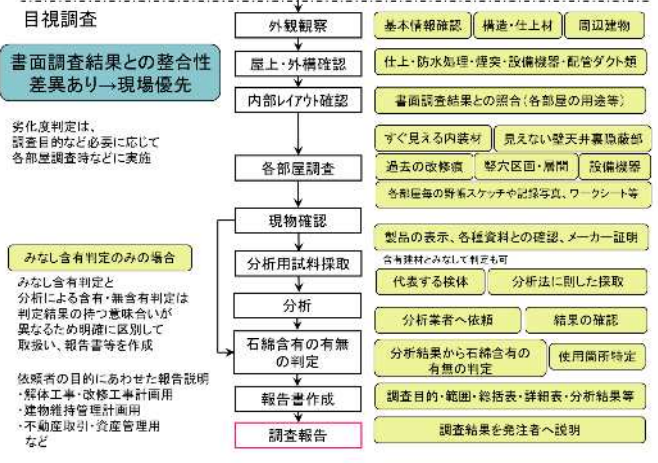
事前調査の流れ

出典：環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

事前調査の流れ①



事前調査の流れ②



不適切事例（全国）

出典：環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

レベル1の石綿含有建材が使用されていることが把握され、大防法及び安衛法に基づく届出が行われた現場において、地方公共団体が敷地境界における石綿濃度測定を行ったところ石綿繊維が検出された。届出がされた箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1の石綿含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井と共に破砕されていた。本件の原因としては、事前調査が不十分であったことのほか、事業者が工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止を行わなかったと指摘されている。

建築物の解体工事において、機械室の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された。原因として以下の点が挙げられている。

- 当該建築物において過去に行われたアスベスト含有建材の除去工事では、機械室は対象に含まれていなかったが、発注者は、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材が全て除去されたものと判断したこと。
- 事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。

建築物の解体工事において、建築物の所有者から石綿含有建材は使用されていないという説明を受けていたこと、当該建築物では改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており天井裏の調査が行いにくかったことから、適切な事前調査がされず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。工事開始後、天井板を撤去後にレベル1の石綿含有建材が確認された。

参考WEBサイト

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）



「目で見るアスベスト建材」（国土交通省）



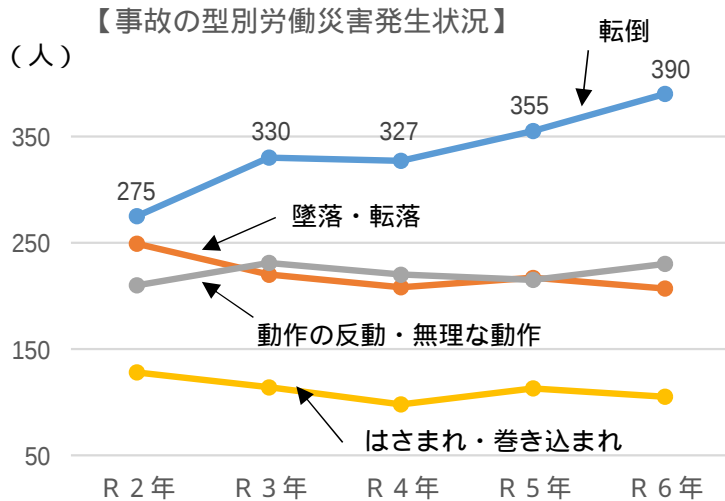
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル



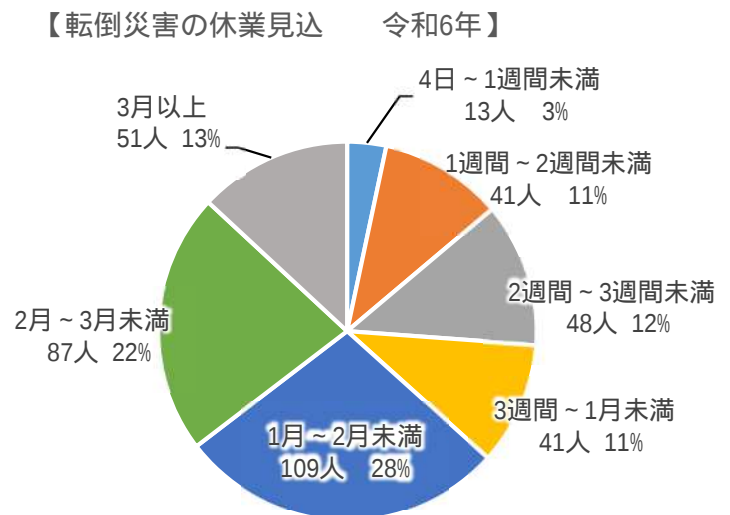
職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上の労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

転倒災害が最も多く発生！

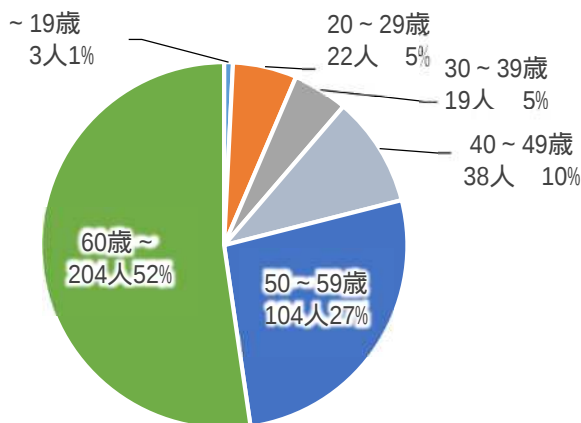


転倒災害は重症化しやすい！



50歳以上が3 / 4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和6年】



参考データ：佐賀県内発生分の労働者死傷病報告

転倒災害の主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り <主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき <主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し <主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	--	---



転倒予防・腰痛予防の取組資料

転倒災害対策リーフレット動画等



身体機能チェック（ロコチェック）



転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。
できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消 	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない 	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

< 転倒しないための靴選びのポイント >

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。

重量バランス（前後）

つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。

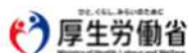
靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。



従業員の幸せのための安全アクション SAFE コンソーシアムポータルサイト



[SAFEとは？](#)

[コンソーシアム](#)

[シンポジウム](#)

[アワード](#)

[現場視察](#)

[転倒予防川柳](#)

[動画](#)

[コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ](#)[加盟メンバー検索](#)

2/9
結果発表

SAFEアワード

[受賞事例はこちら](#)

転倒予防川柳

2023年度の結果はこちら

[詳細はこちら](#)

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
X @safe_mhlw
https://twitter.com/safe_mhlw



エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

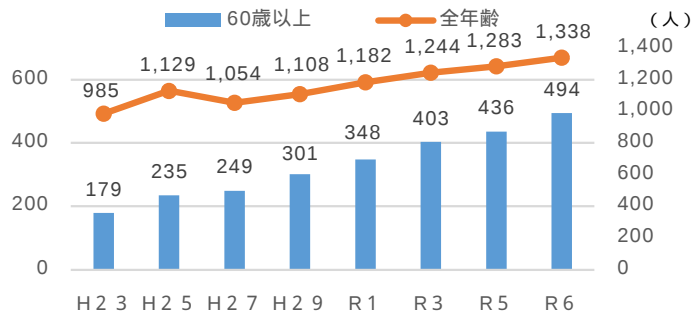
請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(令和6年は36.9%)

<佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移>

資料：労働者死傷病報告(休業4日以上) 新型コロナウイルス感染症除く

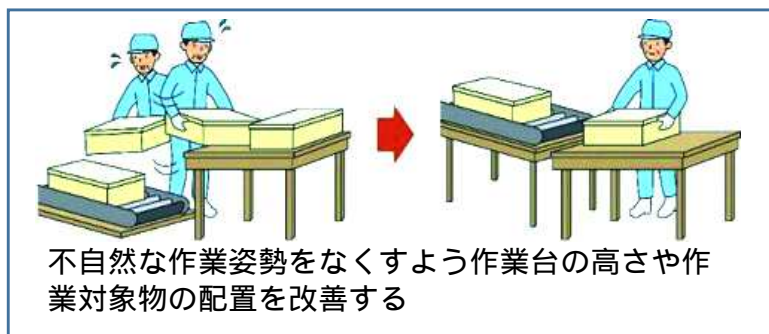
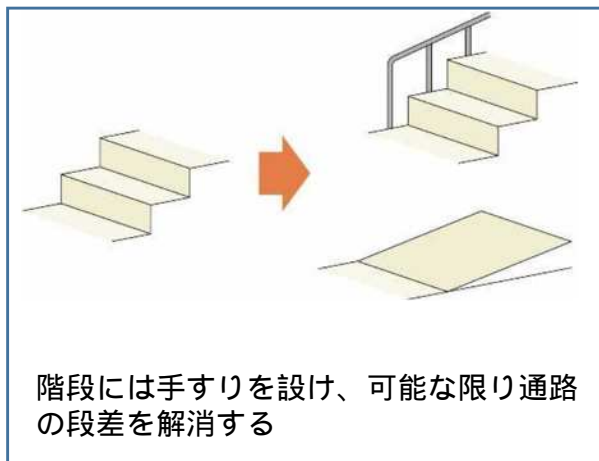


1. 事業者求められる取組

(1) 職場環境の改善(身体機能の低下を補う設備・装置の導入)

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

対策の例



(2) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ロコモティブシンドローム

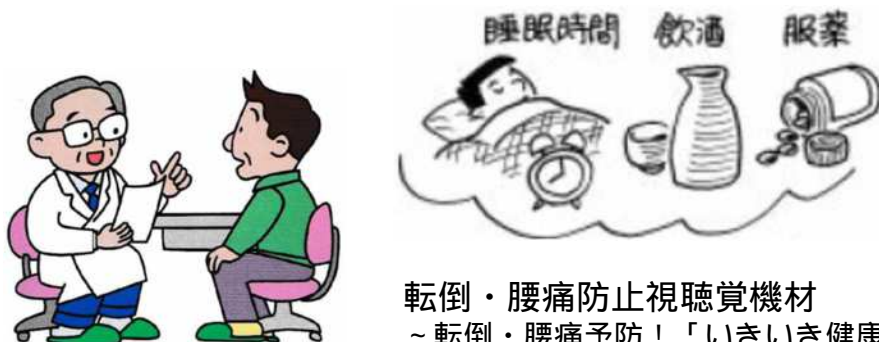
(3) 安全衛生教育

高齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



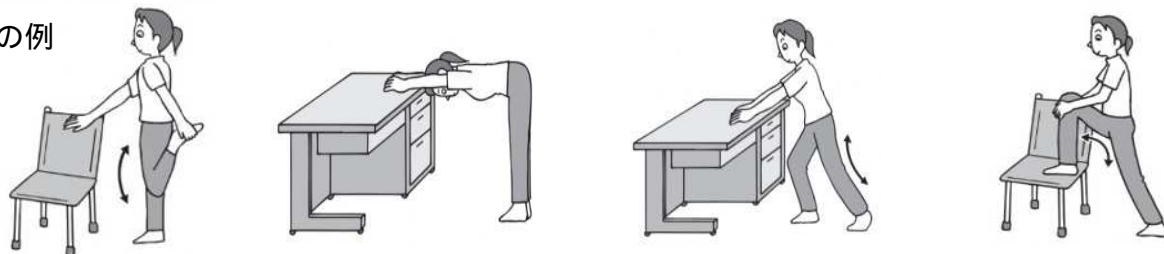
転倒・腰痛防止視聴覚機材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他



労働者に求められる取り組み：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

対策の例



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用（令和7年度より総合対策コースが新設）
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

■中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告や各種健康診断結果報告等、安衛法関係の報告は 「入力支援サービス」が便利です！

厚生労働省ポータルサイトの「入力支援サービス」を使えば、報告書類の作成や電子申請がスムーズに行えます！

「入力支援サービス」



電子申請は、入力支援サービスを經由して「e-Gov 電子申請」のシステムで行うため、利用には次のいずれかのアカウント（無料）が必要です。

・e-Gov アカウント ・G ビズ ID ・Microsoft アカウント

各アカウントの説明や登録方法は、e-Gov の HP「利用準備」にまとめてありますので、そちらをご確認ください。

e-Gov の HP「利用準備」→



電子申請等問い合わせ先、手順書等一覧

問い合わせ内容	問い合わせ先等	連絡先等
e-Gov、e-Gov 利用方法について	e-Gov 利用者サポートデスク	050-3786-2225 または お問い合わせフォーム→ 
e-Gov の利用説明書	-	e-Gov 初心者ガイド 
入力支援サービスの利用方法について	入力支援サービスヘルプデスク	03-5829-5921 chohyo-sup@grandunit.com
入力支援サービスの利用説明書	-	労働安全衛生法関係の届出・申請等 帳票印刷に係る入力支援サービス 電子申請サービス利用方法 
入力支援サービスの死傷病報告手順書	-	帳票入力支援サービスを活用した 労働者死傷病報告の電子申請方法 について 

作業環境測定機関一覧表

(佐賀労働局長登録)

(令和7年7月18日現在)

登録 番号	名 称	所 在 地 (電話番号)	登 録 号 別
41- 2	一般財団法人 佐賀県産業医学協会	〒840-0857 佐賀市鍋島町八戸 1994 - 1 TEL 0952-22-6729	＊ (フィットテスト可)
41- 3	一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会	〒840-0033 佐賀市光 1 丁目 1 - 1 TEL 0952-22-1651	＊
41- 4	藤井環境調査測定センター	〒849-1311 鹿島市高津原 4373 - 1 TEL 0954-68-0301	＊ (フィットテスト可)
41- 5	株式会社アトックス 玄海事業所	〒847-1441 東松浦郡玄海町大字浅湖 4112- 1 TEL 0955-52-3241	＊ ＊ ＊ ＊

凡例 登録号別 (作業環境測定法施行規則 別表) : 測定を行うことのできる作業場

特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿(製剤を含む。但し、アモサイト及びクロシドライトを除く。)を製造し、又は取り扱う屋内作業場

放射性物質取扱作業室

特定化学物質(製剤を含む。但し、及び に掲げるものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

鉛作業を行う屋内作業場及び特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)若しくはマンガン及びその化合物(それぞれ製剤を含む。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

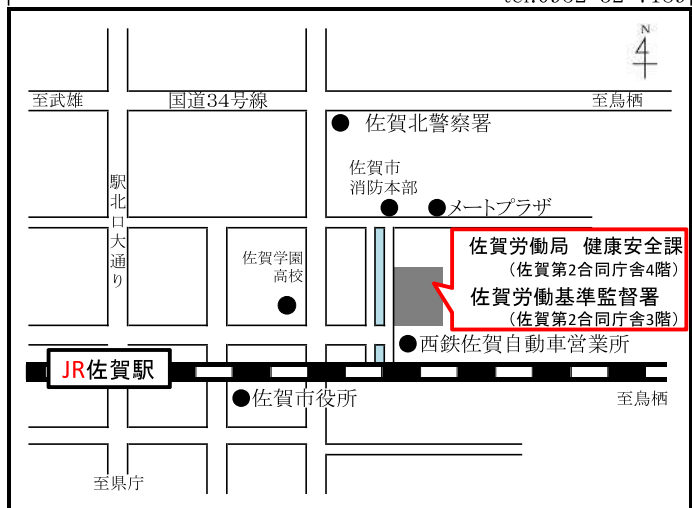
有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先

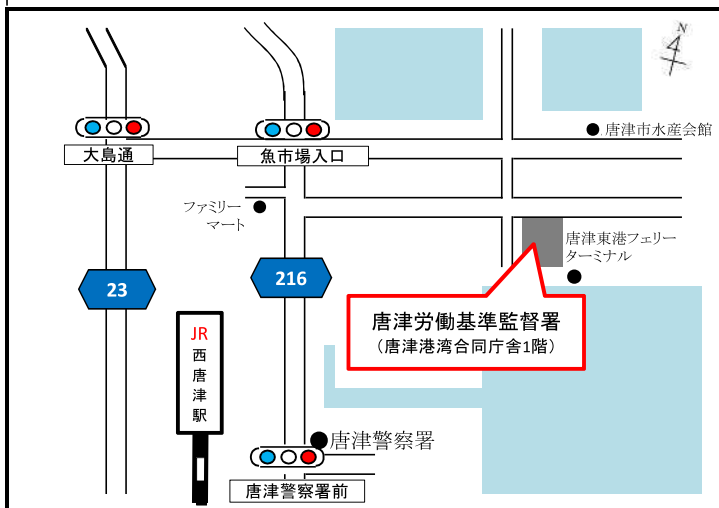


佐賀労働局 tel:0952-32-7155
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 健康安全課(ダイヤルイン)
(佐賀第二合同庁舎4階) tel:0952-32-7176

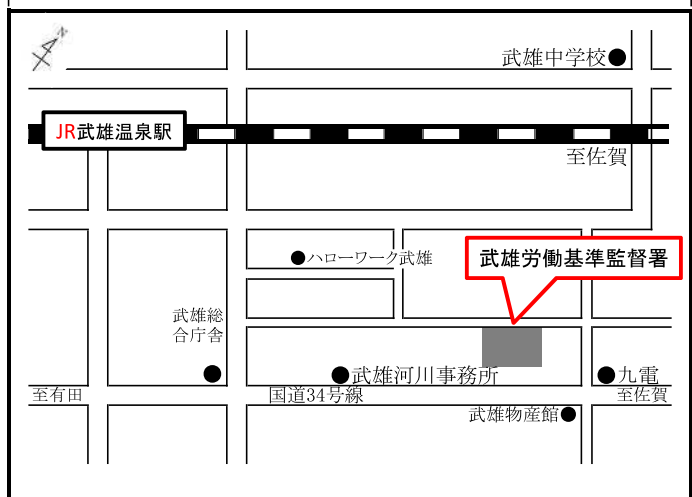
方面(労働条件、解雇、賃金) tel:0952-32-7133
安全衛生課(安全・健康確保) tel:0952-38-5411
佐賀労働基準監督署 労災課(労災補償) tel:0952-32-7141
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 総合労働相談コーナー
(佐賀第二合同庁舎3階) tel:0952-32-7189



唐津労働基準監督署 tel:0955-73-2179
〒847-0861 唐津市二太子3丁目214-6
(唐津港湾合同庁舎1階)



武雄労働基準監督署 tel:0954-22-2165
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



伊万里労働基準監督署 tel:0955-23-4155
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64

